

臓器提供対応委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、臓器提供施設として認定されている市立函館病院（以下「病院」という。）において、臓器提供を患者の意思を尊重しつつ円滑に実施するため、臓器提供のための対応委員会を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 院内の臓器提供実施に係る体制に関すること
- (2) 臓器提供マニュアルの整備と法的変更への対応に関すること
- (3) 院内コーディネーターの活動と報告に関すること
- (4) 実際の事例における検証に関すること
- (5) その他院内の臓器提供に関すること

(組織)

第3条 委員会は若干名をもって組織し病院長が指名する。

- 2 委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は病院長が指名する。
- 4 副委員長は委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 病院長はオブザーバーとして参加する。

(会議)

第4条 委員会は、年2回の定期開催とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は随時開催することができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、庶務課に置く。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。